

担当課名	クリーンセンター
案件名	2号クレーンガータ修繕
案件の概要	2号クレーンガータの修繕を実施する。
随意契約の種類	単独随意契約
契約年月日	令和 3年 1月 5日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	54,230,000 円（うち消費税 4,930,000 円）
契約期間	令和 3年 1月 5日～令和 4年 3月 25日
随意契約とした理由	<p>本業務は、ごみピットクレーン 2 号機のガータ部分の更新等を実施するものである。</p> <p>ごみピットクレーンはピット内に搬入されたごみを攪拌し、ごみホッパーへ投入する際に必要となる設備である。ごみピットクレーンはメンテナンス等を考慮し 2 基設置されている。2 号機が金属疲労からガータ部分に亀裂が生じたため、1 号機に切り替えて運転を実施している。竣工から 28 年が経過し、1 号機にも同様の事象がいつ起こってもおかしくなく、早急にガータ部の交換を実施することが必要となる。また、ガータ部は受注生産品となり、納品までに 10 カ月が必要となるため、2 号機の仮補修を実施し、1 号機の故障に備える。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その更新には施設に精通した者による実施でなければならない。また、焼却炉の稼働を行いながら更新を進めていく必要があり、安全性を確保しながら更新を進めていかなければならないことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当）</p>